資料 2

神奈川県における女性支援の現状と課題

令和5 (2023) 年8月21日 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室



ともに生きる社会 かながわ憲章 KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

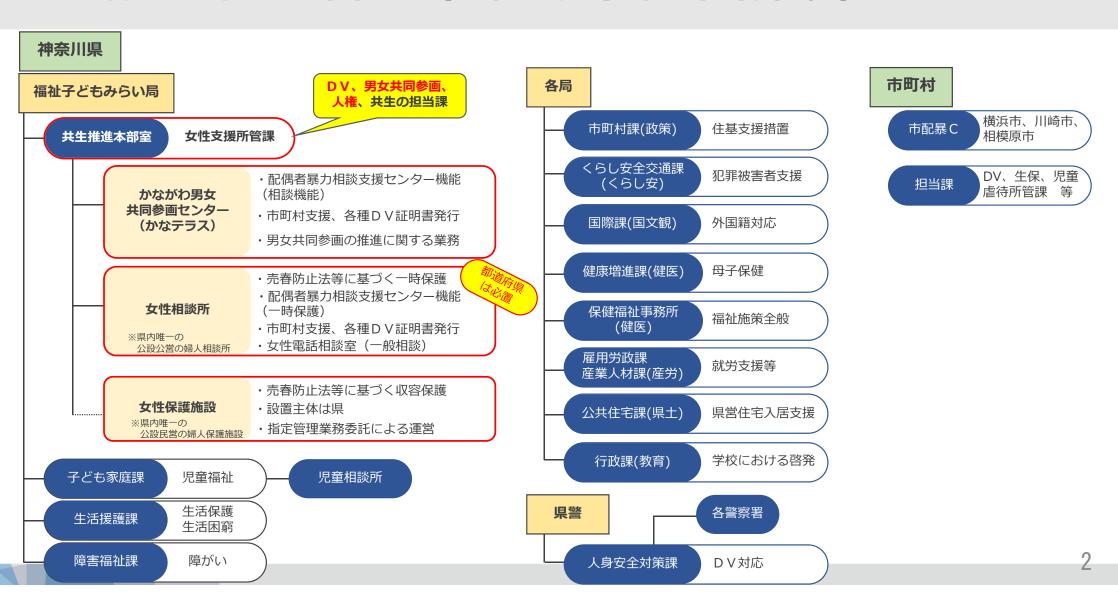
神奈川県の女性支援施策の状況 01 困難女性支援新法とは 02 新法施行に向けた準備状況 03 見えてきた主な課題 04

男女共同参画

審議会

AGENDA

1 神奈川県の施策状況(女性支援事業の関係組織)



1 神奈川県の施策状況(女性支援の中心となる支援3機関)

「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、現在、**売春防止法**に基づき、

①女性相談員、②女性相談所、③女性保護施設の3機関が中心となり実施

1 女性相談員



※売防法上の名称は「婦人相談員」

121名体制

相談に応じ、本人に必要な 適切な情報提供、関係機関 との調整を担う

- ・県及び市で配置
- ・資格要件はないが、社会福祉系、 教職系、心理系資格を持つ職員が多い
- ・初任者研修、事例検討会、事業研修等、各種の研修あり

支援の中心となる 3 機関

2 女性相談所



※売防法の名称は「婦人相談所」

1か所

緊急一時保護を行う県内唯一の 婦人相談所(住所等非公開)

※公設公営

- ・保護期間は概ね2週間
- ・DV被害者等、加害者からの追及の恐れがある方も利用するため、入所者の安全を守るためのルール (通信機器の持込み制限等) あり

3 女性保護施設



※売防法の名称は「婦人保護施設」

1か所

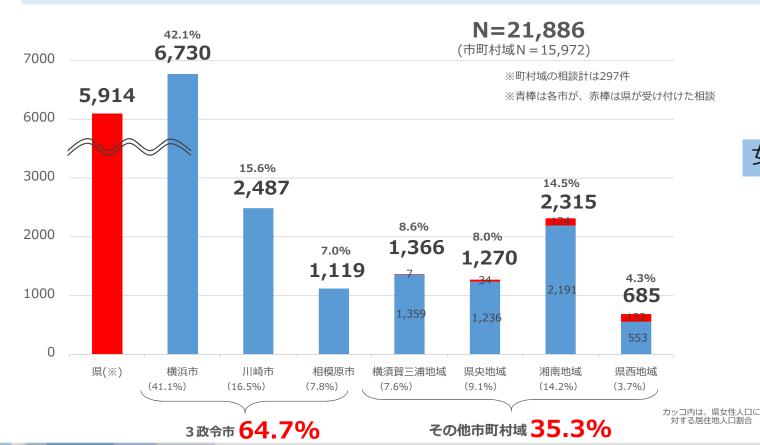
自立支援を行う県内唯一の 婦人保護施設(住所等非公開)

※公設民営

- ・生活支援、就労支援等、自立支援を実施
- ・指定管理者制度で運営

神奈川県の施策状況(女性相談員 R3相談受付数@地域別)

- ・令和3年度に県内の女性相談員が受け付けた総相談件数は、21,886件
- ・地域別の受付割合は、3政令市が64.7%、その他市町村域が35.3% (県受付数は除く) となっている
- ・横浜市、横須賀三浦地域、湘南地域、県西地域では、女性人口に対して比較的相談数が多い状況



女性相談員の配置状況



R5.7現在

- ・県全体で121名の女性相談員 が勤務し、**県全域をカバー** (全員が会計年度任用職員)
- ・市相談員が101名、 県相談員(町村域担当及び配暴Cに おけるDV相談・女相における一時保護 対応等) が20名

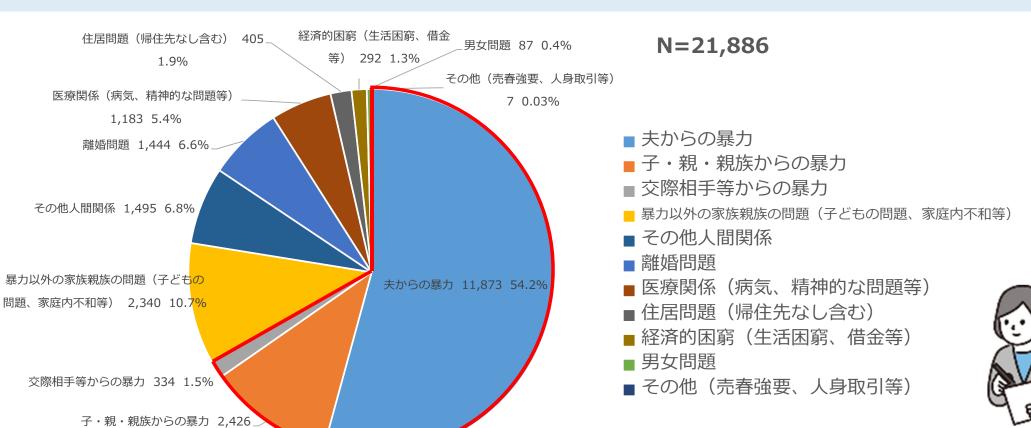
出典:神奈川県福祉統計

1 神奈川県の施策状況(女性相談員 R3相談受付数@主訴別)

・「夫からの暴力」を内容とする相談は、相談数全体の54%を占めている

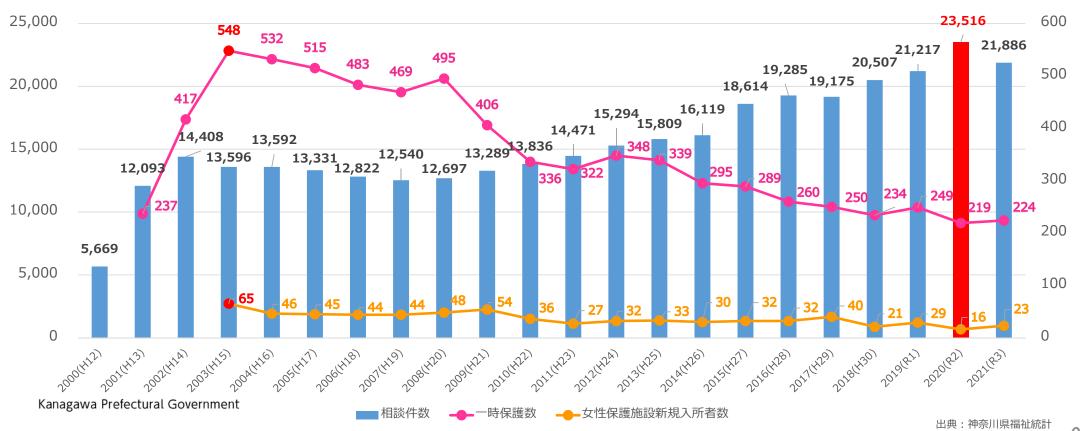
11.1%

・「夫」「子・親・親族」「交際相手等」を合わせると、**全体の67%を暴力被害の相談**が占める



1 神奈川県の施策状況(相談・一時保護・女性保護施設新規入所者数の推移)

- ・相談件数は、年々増加傾向(コロナ蔓延当初の2020年がピーク)
- ・一時保護数は、直近5年間で250件を下回って推移しており、減少傾向にある



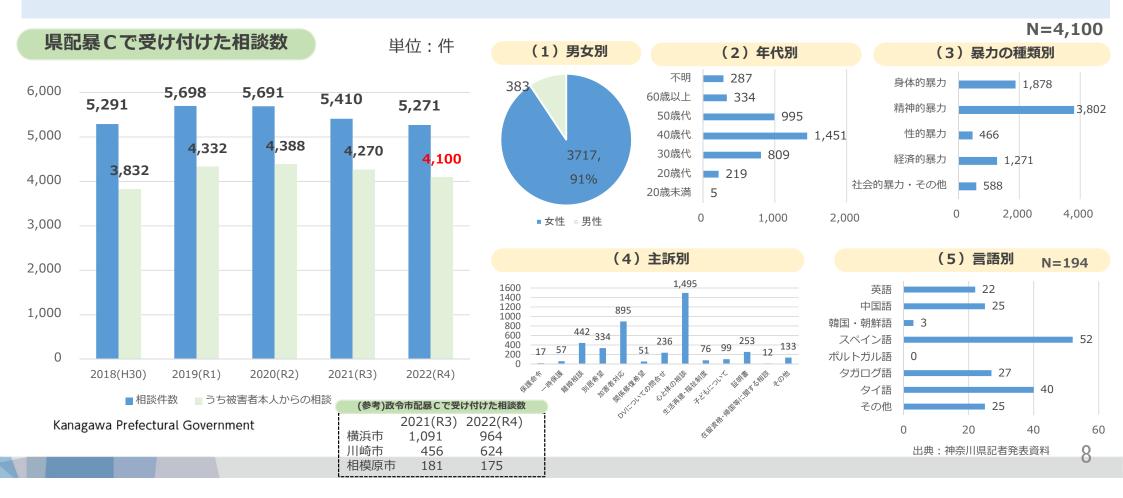
(参考) 国の状況(相談・一時保護・婦人保護施設入所者数の推移)

・相談件数は、年々**増加傾向、**一時保護数及び婦人保護施設入所者数は、**減少傾向**にある



1 神奈川県の施策状況(配暴センターにおける状況)

・DV防止法に基づき設置される県配偶者暴力相談支援センターは、「相談機能」及び「一時保護機能」を担っている。このほか、各政令市が配暴センター (相談機能のみ) を設置。



1 神奈川県の施策状況(配暴センターにおける状況)

・DV防止法に基づき設置される県配偶者暴力相談支援センターは、「相談機能」及び「一時保護機能」を担っている。このほか、各政令市が配暴センター (相談機能のみ) を設置。



Kanagawa Prefectural Government

※配暴Cとしての一時保護数のため、P6記載の一時保護数とは異なる。 ここでの一時保護数は、P6記載の一時保護数の内数

1 神奈川県の施策状況(民間団体との連携)

- ・県内の**民間団体は、それぞれの特色を生かしてDV被害者の相談や一時保護に取組み**、 県と連携しながら事業を実施
- ・一方で、**いずれの団体も人的・財政状況が厳しく**、長年尽力してきた民間団体でも、事業廃止する 団体もでてきた(**= 真に協働すべき民間団体を見極め、支える仕組みの構築が急務**)

民間団体との主な連携



・委託シェルターでの保護数:50件 R4年度実績

県・市町村・民間団体の協働による一時保護事業

多言語等相談事業

女性保護施設の指定管理

・(福)神奈川県民生福祉協会に委託

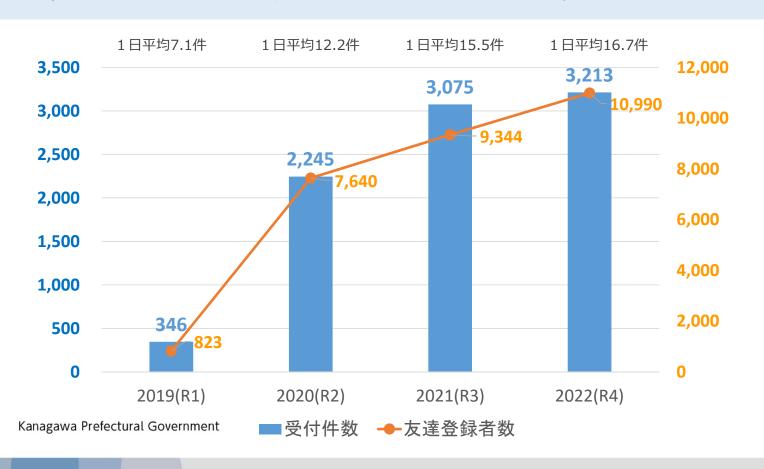
ワンストップ相談窓口等

- ・かながわ女性の不安・困りごと相談室
- ・ (一社) インクルージョンネットかながわに委託 P12参照
- ・8言語に対応(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語)に委託で対応
- ・週末夜間・祝日に委託で対応

10

1 神奈川県の施策状況(DV相談LINE)

- ・2019(R元)年10月から、DV、デートDVに悩む女性のためのLINE相談窓口を開設
- ・事業開始後、相談数・友達登録者数ともに右肩上がりで推移



アカウント

@kanagawa-dv



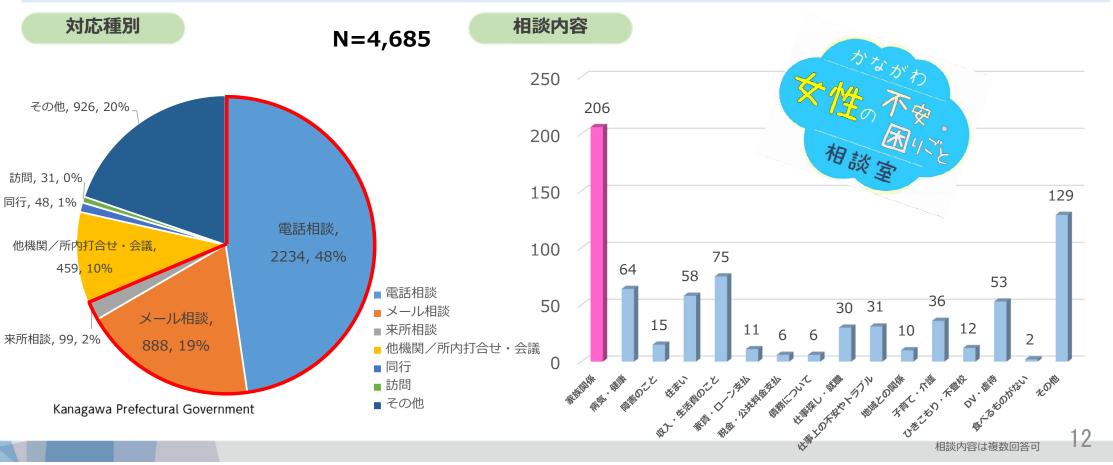


相談時間

毎週 月・火・木・土 14時から21時まで

1 神奈川県の施策状況(かながわ女性の不安・困りごと相談室)

- ・ 2021(R3)年度から、相談・訪問・同行支援を実施し、必要な支援につなげるワンストップ支援体制(かながわ女性の不安・困りごと相談室)を開設
- ・令和4年度は相談が3,221件、同行・他機関連携、訪問等を含め、年間で4,685件に対応



1 神奈川県の施策状況 (予算額の推移)

【DV等対策事業費】SNS含む相談事業、事業費補助、ワンストップ窓口等 【女性保護施設等運営費】女性相談所及び女性保護施設等の運営経費





困難女性支援法とは ~これまでの経緯~

- ・2015年 神奈川県議会から国に売防法の抜本的改正又は新たな法整備を求める意見書を提出
- ・2018年 女性を取り巻く現状を踏まえ、婦人保護の在り方について、**国が見直しに向けた議論を開始**
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立(議員立法) ・2022年
- ・2023年 県は基本計画を策定(義務) ・2024年以降は新法に基づき、女性支援を実施

2015(H27)

2018(H30)

2019(R1)

2022(R4)

2023(R5)

2024(R6)

県議会から 国に意見書提出

支援のあり方 検討会

中間とりまとめ

困難な問題を抱える 女性への支援に 関する法律 成立



都道府県 基本計画

新法施行

※参考資料7参照

女性が抱える困難な問 題は、近年、複雑・多様化、 **かつ、複合的**なものとなって おり、売春防止法を根拠とし た従来の枠組みでの対応は 限界



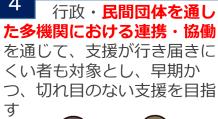




女性を対象として専門 的な支援を包括的に提供する 制度について、法制度上も 売春防止法ではなく、**新たな** 枠組みを構築していく必要が ある



若年女性への対応、性暴力や性的虐 待、性的搾取等の性的な被害からの回復支 援、自立後を見据えた支援など、時代ととも に多様化した困難な問題を抱える女性を対象 として、相談から保護・自立支援までの専門 的な支援を包括的に提供できるようにするこ とが必要





困難女性支援法とは

~実態に即していない根拠法と制度的限界(保護対象者と法の考え方)~

保護対象者

通知により 保護対象を拡大

2013(H25)

2004(H16)

ストーカー規制法

2002(H14)

人身取引

対策行動計画

ストーカー被害者

2001(H13)

DV防止法

人身取引被害者

1956(S31)

売春防止法

売防法通知

正常な生活を営む上で

DV防止法通知

困難を抱える者





1970(S45)

売春する恐れのある者

売春経歴を有する者





DV被害者





「保護更生」の考え方は変わらず…

目的:要保護女子の補導処分・保護更生



2 困難女性支援法とは ~法律の基本的な考え方~

これまで…(昭和31年~令和5年)

売春防止法

- ・ 売春した女性、売春するお それのある女性の補導処 分、保護・更生
- 性道徳・性風俗秩序の維持、 環境浄化を目的



これから…(令和6年4月スタート)

困難女性支援法

66年ぶりに 法制度を見直し

- "脱"壳春防止法
- 本人の意思に寄り添った支援
- 女性の福祉

〉当事者目線に〈 _〉通ずる考え方〈

- 人権の尊重・擁護
- 男女平等

考え方

基本的な

困難女性支援法とは ~支援内容~

これまで…(昭和31年~令和5年)

これから…(令和6年4月スタート)

売春防止法

①婦人相談員



②婦人相談所



3婦人保護施設



本県における名称は、

- ①女性相談員
- ②女性相談所
- ③女性保護施設





困難女性支援法

①女性相談支援員



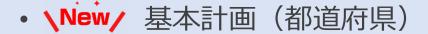
②女性相談支援センタ



③女性自立支援施設



基本方針



民間との協働

支援調整会議

18



2 困難女性支援法とは ~対象となる女性~

困難な問題を抱える女性とは



新法の定義

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により**日常生活又 は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。**

国基本方針 では

「<u>法が定義する状況に当てはまる女性であれば</u>、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により、従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、<u>必要に応じて、法による支援の対象者となる</u>。」と説明している。

新法の求めに 対応するため には… 他施策の支援メニュー(生活保護、児童福祉、生活困窮者支援、 母子保健施策など)との連携強化が必要

ural Government



3 新法施行に向けた準備状況

・計画策定の前準備として、現状・課題等、**現場へのヒアリング、他支援策の把握を実施**

女性議員連盟シンポ



知事出席 女性活躍推進議員連盟シンポジウム(戒能氏講演) @R4.7

シェルター視察



首藤副知事出席 女性相談所・民間シェルター・都内慈愛寮 視察

市町村ヒアリング



県内 **3 3 市町村**にヒアリングを実施

県保健福祉事務所 ヒアリング



女性相談員が所属する 6 保健福祉事務所にヒアリングを実施

関係所属ヒアリング



政策的関連が深い県 7 所属にヒアリングを実施

(生活援護課、子ども家庭支援課、健康増進課、くらし安全交通課、県警人身安全対策課、女性相談所、かなテラス)

民間団体ヒアリング



県内で女性支援を実施している **3 団体**にヒアリングを実施(継続中)

当事者に対する 実態調査



県内の困難な問題を抱える女性の実態を調査するため、インターネット調査を実施

3 新法施行に向けた準備状況(ヒアリング意見抜粋)

主な意見の要旨



・**県内市町村、保健福祉事務所、女性支援を実施する民間団体にヒアリング**をした結果、主な意見は 次のとおり

ニーズの多様化に関する意見

通信機器(スマホ等)を手放すこと、通勤・通学が不可能なこと等から一時保護を躊躇するという ケースが多い。また、秘匿的な保護を必ずしも必要としないケースもある

→「利用者の状況に応じて社会とつながりを持った保護施設」が必要ではないか



複合的課題に対する連携に関する意見

解決すべき課題が一つというケースは稀であり、様々な困難を複合的に抱えている →複雑な問題を抱えるケースでは、**チーム支援が必須**。様々な制度を利用しなければならない ので、**行政の所管をまたいだ連携や民間団体との連携が必要**ではないか



当事者の意思の尊重に関する意見

女性相談所への入所にあたっては、今までの生活を一変させる覚悟が必要なため、**本人の意思決定** に何時間もかかることがある。本人が気持ちを整理する時間だったり、相談時間が十分に確保できない場合、**当面の居場所設定に苦慮**

→一時保護に至るまでに**「相談者がゆっくりと考えられる一時的な場所」が必要**ではないか





4 見えてきた主な課題

1 女性のニーズは多様化していることから、支援に当たる機関の連携が必要

2 行政の手の届きにくいところできめ細かい支援を行っている民間団体との 協働の強化が必要

3 支援者が当事者目線に立ち、女性の意思を尊重するという意識を常に 持って支援が行われるよう、さらに徹底していくことが必要